

介護保険負担限度額認定申請についての注意事項 (申請前にご確認ください)

1 制度の概要

介護保険施設に入所した場合や、短期入所サービスなどを利用した場合、市民税非課税世帯のかたについて、生活保護の有無や収入の状況に応じて、段階的に食費・居住費の自己負担額を軽減した金額により、介護保険負担限度額認定証を交付します。

2 対象となるかた

次の(1)から(3)の要件全てを満たしているかた

(1) 市民税非課税世帯のかた（別居の配偶者も非課税のかた）

※年金受給者以外の世帯員が税の申告をしていない場合は、申告を済ませてください

（収入が無い場合もその旨の申告が必要です）

(2) 滞納による給付制限を受けていないかた

(3) 預貯金等が所得段階に応じて設定（制度改正によりR3年8月から一部変更）

第1段階 1000万円以下（配偶者がいる方：合計2000万円以下）

第2段階 650万円以下（配偶者がいれば1000万円上乗せ）

第3段階① 550万円以下 ② 500万円以下（配偶者がいれば1000万円上乗せ）

3 申請受付場所

介護保険課、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター

よくある誤解

× 負担限度額認定申請をしないと施設入所やショートステイを利用できない（誤り）

⇒課税世帯のかたは申請する必要はありません

負担限度額認定がされていなくても、通常料金で施設を利用できます

× 年金受け取り用口座だけ申告すればよい（誤り）

⇒本人および配偶者の所有するすべての預貯金等について申告、添付書類が必要です

不正な申告は加算金の対象となる場合があります

申請書提出前にチェック！

収入等に関する申告、受給している非課税年金の種類に○はついていますか？

配偶者の有無に○はついていますか？

（配偶者が「有」の場合）

「配偶者に関する事項」の欄が漏れなく記入されていますか？

預貯金等に関する申告にチェックはありますか？

預貯金額、有価証券、その他の欄に金額が記入されていますか？

裏面の同意書に、手書きで記入されていますか？

添付書類の漏れはありませんか？配偶者の通帳等の写しも添付していますか？

※上記項目に不足があると、受付できない場合がありますのでご注意ください

(裏面もご覧ください)

個人番号（マイナンバー）について

平成28年1月以降、被保険者本人（申請者本人）が負担限度額認定の申請をする場合は、原則として個人番号の記載および本人確認が必要となります。代理申請で個人番号の記載がある場合は、代理権の確認（委任状等）および代理人の身元確認が必要です。

郵送する場合は確認書類の写しも添付してください。

認知症などで代理権の授与が困難な場合、個人番号の記載がなくても申請を受け付けます。

＜代理権確認書類＞

- 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- 任意代理人の場合は、委任状

※代理権確認書類について、上記の書類の添付が困難な場合は、申請者の負担限度額認定証、介護保険被保険者証、医療保険の被保険者証、年金手帳など

＜番号確認書類＞

- 個人番号カード（顔写真入りのもの）
 - 通知カード
- ※上記のうち1つ

＜本人確認書類＞

- 運転免許証等の写真付きの官公署が発行した書類
- ※本人確認書類について、上記の書類の添付が困難な場合は、介護保険被保険者証、医療保険の被保険者証、年金手帳のうち2つ以上

不正な申告は加算金の対象となる場合があります

虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

【お問い合わせ先】

秋田市役所 介護保険課 認定担当
住所 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話 018-888-5675